

～このページは平成30年度における情報です～

青梅市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 平成30年6月1日～平成31年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある方)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

・受診の際には、健康保険証、特定健康診査受診券をご持参ください。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。